

相模原市監査委員公表第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成26年10月30日に実施した南区役所の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年12月3日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

1 監査を実施した日

平成26年10月30日

2 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成26年11月19日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>区政策課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>まちづくりセンター自家用電気工作物保安管理業務委託（平成26年5月1日から平成27年3月31日まで）他3件の委託契約において、仕様書中、引用している契約書の条項が特定できない事例や、これらのうち2件の契約においては、契約書頭書の文言が一部欠落している不適切な事例が見られた。</p> <p>委託料の契約に関する事務については、前回の南区役所定期監査（平成23年10月実施）において、契約名称の誤りや文言の欠落、誤字が散見されたことなどに対し、口頭により注意を行ったところ、「確認体制を整えるなど適正な事務を執行する」旨の回答を得ていた。しかしながら、今回の定期監査においても、同様に不適切な事例が見られたことは、大変遺憾であると言わざるを得ない。</p> <p>契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなどの再発防止に取り組むとともに、職員及び管理監督者の意識改革を図り、適正な事務の執行をされたい。</p>	<p>区政策課の業務委託契約に関する事務の改善措置として、まちづくりセンター自家用電気工作物保安管理業務委託（平成26年5月1日から平成27年3月31日まで）他3件の委託契約事務における不適切な事例につきましては、次のとおり措置を講じました。</p> <ol style="list-style-type: none">1 上記委託契約につきましては、修正が必要な部分を受注者と協議・確認の上、双方の契約書の訂正を行いました。2 契約事務の執行につきましては、相模原市契約規則、会計規則等をその都度確認するとともに、新たに「契約・予算執行事務チェックシート」に条項ずれ等のチェック欄を設けて職員に配布し、契約書作成時の各項目等の確認及び電子データだけではなく契約書類の印字内容についても、担当者及び管理監督者による確認の徹底を図るよう周知しました。 <p>また、前回の定期監査で口頭により注意を受けました事例と同様の不適切な事例が発生したことから、再発防止を図るため管理監督者を含め契約事務の研修を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none">3 平成26年度南区役所定期監査後、南区長から契約事務に携わる管理職職員及び担当職員をはじめ区政策課全職員に対し、事務執行におけ

	<p>る相模原市契約規則、会計規則等の 遵守について徹底するよう厳重に指 導しました。</p>
--	---